

# 金沢藩明倫堂の学制改革 —会読に着目して—

前田 勉

社会科教育講座

## The Reform of the School System in the Kanazawa domain

Tsutomu MAEDA

Department of Social Studies, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 1

江戸時代、一八世紀末、全国に数多くの藩校が設立された。寛政4年（1792）創立の金沢藩の明倫堂はその一つとして有名である。明倫堂はその後、3度の学制改革を経ながら明治3年（1870）の廃止に至るまで、金沢藩の教学の中心であった。本稿ではこの明倫堂の学制改革について、会読という学習方法に着目して考察してみたい。

そもそも、金沢藩明倫堂に着目する理由は、会読にたいするユニークな考えが生まれていたからである。それは、会読が、たんに複数の者が一つのテキストを討論・議論をしながら読む共同読書の場であるにとどまらず、人格修養の場になるという考え方である。そうした考え方を端的に述べているのは、明倫堂の学生に向けて出された「入学生学的」の一節である。

会読法読書の修行に候のみならず、朋友切磋之間心術の工夫可有之に候、意必固我をはなれ申義、元來日用隨時心術の工夫に候て、聖教の第一容易ならぬ義に候へ共、会読討論等は相手取り申義に候得は、右之心病あらわれ易き事候間、此等之類心付修行有之度事に候、左候へは書籍詮議の修行のみならず、自然と心術鍊磨の工夫も長し申義に候間、万端自分に引取り当用の心得可有之候<sup>(1)</sup>、（「入学生学的」、2冊194頁）

江戸期の会読を考えるにあたって、この「心術鍊磨の工夫」としての会読觀は注目せねばならない。ここには、異質な他者を寛容し、それとの「討論」によって自己の独善性を克服して、人格修養を目指そうとする教育觀が提示されているからである<sup>(2)</sup>。本稿の課題は、こうした「心術鍊磨の工夫」の場としての会読觀が、どのような環境のなかで生まれたのか、という点について、明倫堂の学制改革をたどることによって明らかにすることである。

このような考察はまた、従来の明倫堂研究では見えなかった学制改革の内実を明らかにすることにもつな

がると思われる<sup>(3)</sup>。というのは、藩校の学制改革においては、教育の目的と学習方法、試験制度などが焦点となるが、会読は学習方法については言うまでもなく、教育の目的や試験制度とも密接に関わっているからである。つまり、会読に着目することによって、われわれは明倫堂の学制改革をより内在的に理解することができますようになるのである。具体的には本稿ではこの学制改革について、第11代藩主前田治脩の時代を第1期、第12代藩主前田齊広の時代を第2期、そして、第13代藩主前田齊泰の時代を第3期として、3つの時期に分けて考察する。すなわち、第1期は寛政4年の創設時の学制、第2期は齊広が主導した享和の学制改革、第3期は、齊泰のもとで執政奥村栄実によって進められた天保の学制改革を対象とする<sup>(4)</sup>。

### 2

第1期は、寛政4年（1792）3月に新井白蛾を学頭に迎えて、明倫堂が開設されたときに始まる。その際の教育方針は、開設に先立つ寛政4年閏2月6日に示された、諸士及び庶民への布達に示されている。

為四民教導、泰雲院殿学校可被仰付御内意候処、御逝去に付、今般右思召を繼文武之学校申付候。依之新井白蛾儀学頭申付、其外諸芸師範等右様追々可申付候条、諸士は勿論町・在之者迄茂、志次第学校へ罷出習学可仕候<sup>(5)</sup>。（10編311頁）

ここで重要なことは第一に、明倫堂が「四民教導」のために設置されたことである。そのために、武士ばかりか、「町・在之者」も習学することを認めた。第二に、文武の学校を並存していたことである。経武館は武学校であるのにたいして、明倫堂は文学校として位置づけられた。

この当時の藩当局者の考え方がどのようなものであったかの参考になるのは、奥村尚寛と新井白蛾との間で交わされた問答集『奥村新井問答』<sup>(6)</sup>である。尚寛はこの時の執政で、藩主治脩から白蛾の人物調査を命ぜられていた。『奥村新井問答』（寛政2年、3年）

は明倫堂開設前に、奥村がどのような現状認識をもち、白蛾に何を期待していたかを知りうる史料として重要である。そのなかで、奥村は次のように言っている。

神君天下一統ノ後、四海武徳ニ帰シ、希有ノ泰平年久シ。中比諸邦、明君賢臣アリテ、治教休明、然ルニ五六十年以來、漸々懦弱ニ成リ、四民利ヲ知テ義ヲ不知、上下交々利ヲ争フニヨツテ、何国モ同シク勝手難渋、僨約々々ト云フカ常語ニナリ、上ハ下ヲ虐ケ、下ハ陰謀姦計ヲ以テ上ヲ欺キ、次第々々ニ風俗甚々惡シク成ト見エタリ。

ここで、奥村は、風俗の類廃を四民への道徳的な教化によって克服していくとしている。「利ヲ知テ、義ヲ不知」「四民」に「義」を明らかにする風俗教化の機関としての藩校が、位置づけられているといえよう。これは「四民教導」が学校の目的とされたことに対応する。さらに奥村は言う。

学校ノ教ヘヲ不知ユエ、治道ノ玄味ヲ知ル人スクナク、壯強ノ士人ハ武ノ名ヲ求メテ強暴ヲナシ、不然ハ飲酒美婦人ナトニオワレテ士道ヲ失フ。又一ト器量アリト見ユル人ハ權謀術家ニ帰シ、本朝ニテ甲斐信玄抔ノ跡ヲシタヒ、武家ニハ文字ハ不用ナリ、武備全ケレハ、四民平治スベシ。扱其志操ハ、邪慧姦曲ニシテ、所謂聖学自在ノ愚者ノ類モアリト見エタリ。又此等ノ人ニ荷担スル人モ多シソ思ハルレ。故ニ真ノ治道ヲ欲スルトキハ、学校興起セスンハアルヘカラス。

金沢藩特有の「武」偏重の武士の気風のなかで、「治道ノ玄味」を明らかにする「文」を学ぶために、「学校」を設立しようとしているのである。このような奥村の問題意識はそのまま明倫堂創設の教育方針として具体化されたといえよう。ただし後に述べるように、藩校が「真ノ治道」を指し示すという側面が前面に出てくるのは、享和の学制改革以後のことである。第1期の明倫堂には「父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信」(寛政4年、明倫堂定、2冊190頁)の五倫を教える「四民教導」という風俗教化のみが期待されていたといってよいだろう。そのことは、何より講釈が中心になったことからもうかがわれる。学校開設の際、藩主と頭分以上の前で行なった最初の講釈のテキストは『孝經』であった。

ただ、明倫堂創立時に、すでに会読が行なわれていた点は注目すべきである。寛政4年6月制定の明倫堂の「定」のなかには、「講習は聖經賢伝を本」としながらも、「此外歴史・諸子・詩文集等も得手にしたかひ会讀等すへし」(2冊191頁)と規定されているのである。具体的には次のような時間割が組まれていた。

毎月六日程課日を相極置、歴史之会讀、且詩文章之類を相勤、是を以才学之すゝみを相試可申候事。(時間割覚、寛政4年6月、2冊166頁)

会読は歴史書に限られていた可能性があるが、寛政5年5月条を見ると、「学校課日四九日之当時、易学左伝通鑑史記会讀、四書輪講、并作文作詩之稽古は相立居候得共、其余之経書等歴史相望申者も可有御座候間、毎月六日十六日廿六日の夕八時より別段会讀相立届之者は罷出候様被仰出触候ても可然と奉存候右之趣茲に僕議仕候に付達申上候以上」(佐藤勘兵衛ほか5人、奥村河内守・前田大炊・本多玄蕃宛、2冊93頁)とあって、必ずしもそうとも断定できない。易学も含まれているからである(ここには、易学の大家新井白蛾の関わりがあるかもしれない)。この史料からみると、自主的な補習として「会読」が導入されているといえるのではないかと思われる。ともあれ、第一期においては、会読は重きを置いていないことは確かである。ところが、第二期になると大きな変化があらわれる。

第2期の享和の学政改革の主導者は、第12代藩主前田斉広である。金沢藩の学制改革にあたっては、藩主の存在を抜きにして考えられない。享和2年(1802)3月に斉広は家督を相続した後に、学制改革に着手する。享和3年(1803)4月、斉広は諸士にたいして、次のような明倫堂改革の方針を示した。

学文之本意は、書物之理に通達し、聖人之遺教を法則として、五倫之道を守り、分限に応じ都而有用之儀を可致修行之儀、いつしか本意を遺却し、儒行之者は博識を事とする而已に而、世事を外にし、御國家之用をなし候儀曾而無之候。以来は於学校有用之儀を可修行ため、別に討論之席を設、識之多少によらず実志輩は此席へ入、有用之義を論じ、学頭等与是非を弁じ、事理を論し、行狀を責可致教導候。若私之意地を立、会得致し兼候族有之節者、可達御聴候、理非に依可被為及御裁断候。且又講義・会讀等者勿論、習学之書生たり共、右之趣意を含可致教諭儀尤候事。(11編234頁)

ここには、学問に「御國家之用」「有用」を求める意志がはっきりと表明されている。しかも、注目すべきことは、この「御國家之用」「有用」を求める改革において、会讀が重視されるようになった点である。これまでも、この点について、顕著な特徴として指摘してきた。「享和の改革で、教養講座への反省から、国家(この場合藩)の役に立つ「有用之義」を尊重し、「有用之士」を養成するため、(中略)講席(講日)が減らされたかわりに会讀・討論が大幅に増加し、月に六回あったものが、会讀九回・討論六回合わせて一五回となった。しかも、講席・会讀・討論ともに出席上の身分的制限が廃止されたようである<sup>(7)</sup>。講釈よりも、「身分的制限が廃止された」会讀・討論が補助的なものから中心的な学習方法として積極的に採用されているのである。

とりわけ、享和期の改革で特徴的なことは、会讀重

視の転換とともに「有用之儀」を論ずるために「討論之席」が設けられたことである。

右之席（討論之席）を御定有之、不依識之多少、実志之輩此席え入、有用之義を可致修行事。（享和3年4月16日、11編236頁）

そもそも、「有用之儀」を「討論之席」のなかで議論しあうという考えは、一体、どこから生れてきたのだろうか。この点、享和の学制改革の指導者がだれであったかに関わってくるだろう。もちろん、藩主齊広がその中心にいたことは間違いないのだが、第2期の学制改革にあたっても、第1期の奥村尚寛、後に述べる第3期の奥村栄実・大島桃年のように、藩主を支えるブレーン的な存在がいたと思われる。第2期において、その鍵を握る人物の一人が、これまで全く注目されていなかった木下松園ではなかったかと思われる。

木下松園は、名は推、字は子質、梶五郎と称し、号は松園・晦堂である。近世前期の巨儒、木下順庵の子孫で、金沢藩の儒官として、京都に住んでいた木下国鑑の次子である。国鑑没後、長子が後を継ぎ、松園は60俵7人扶持を給されて金沢に移住した。明倫堂が設立された寛政4年（1792）に教官となり、享和元年（1801）には、江戸の藩邸で藩主前田齊広の侍読となつた。そして、享和元年に、齊広が金沢に入封するときに、ともに金沢に帰り、同年4月には明倫堂助教となつた。木下松園は齊広の側近として、享和の学制改革に関わったであろうことが推測されるばかりか、その改革の目玉であった「討論之席」創設にも関与していたのではなかったかと思われる。この点について、少し推測してみよう。

第2期の学制改革の目玉ともいえる「討論の席」だが、実は、文化元年（1804）6月に、「助教討論の席」が廃止され、翌年2月には、学校における「読師討論の席」が廃され、順次、縮小されてゆき、文政6年（1823）3月には、「討論」「対策」は全廃されている。面白いことには、この「討論の席」の終末劇に木下松園の明倫堂助教罷免が重なっている点である。結論を先取りすれば、このことは、逆に、「討論の席」創設に木下が深く関与していたことを証しているのではないか。この経緯を以下に述べてみよう。

まず、文化元年（1804）6月、明倫堂における「助教討論の席」を廃し、対策を課すべきことを告げられた。その理由について、「学校方覚書」には次のようにある。

去年学校御仕法被仰付候砌、討論之席を被建、実志之輩は識之不依多少右席へ入、有用之儀を修行可仕被仰出候趣は、右席に而尋常志之厚薄、学業之浅深之程可被遊御吟味御趣意に候。然処前月廿四日御出被遊候節、討論之様子被聞召候処、誠に古語之内、古へ之事蹟、当時に不相当儀を相尋、及対候者も、徒に其理を弁解いたし候迄に而、且而有用之儀を及

討論候所えは迂遠に被思召候。依之助教之人々討論之定日には、以来対策と名目を被替、尤策問之儀は、助教等之内より毎月一両人順番を以、二・三箇条有用之儀策問調出し、兼而入御覽置、当日右箇条に人別に対策之趣国字を以相調、頭へ取立、御次へ可致持参候。読師・生徒之人は、是迄之通討論之席に而専有用之儀を可致修行候。（11編384～385頁）

ここでは、享和3年（1803）の定には「不依識之多少」とあったものが、「学業之浅深」に置き換えられ、意味を微妙に転換させられている。同じく「有用之儀」という言葉を用いながらも、「尋常志之厚薄、学業之浅深之程」を「吟味」する学習の進歩を促す場になっているのである。そして、この助教討論の席の廃止は、当時、助教の任にあった木下松園を「討論之席」から排除しようとする狙いがあったと思われる。さらにこれに関連して、文化元年（1804）8月には、「頭分等」が「政事」を議すことを、越権行為として禁止された。

頭分等之内寄合候而、人々我意を相立、当時政事方之様子を及批判、色々申触し、暨儒者杯之内にも右え加り申者も有之躰、不及申事に候へ共、政事之儀は大臣而已與り申處に而、右等之趣は誠以不輕儀、言語道断之事に候。尤相顕候上は、急度可加厳令存念に候。ケ様之儀は、不図不存寄所より害も致出来ものに候条、各に茂被承置候得者心得も可有之事故、内々申遣候、以上。（「御家老方御密用之覚」、11編399頁）

ここで、「頭分等」が「当時政事方之様子を及批判、色々申触し」といるなかに、「儒者杯之内にも右え加り申者も有之」とあるように、「儒者」も加わっていると非難されている。この「儒者」とは、ほかならぬ木下松園であったと思われる。というのは、文化元年9月には、彼は明倫堂の助教の職を罷免されてしまうからである。その罷免理由はまさに「時政」を「横議」したためであった。

九月一七日罷儒者木下梶五郎助教、処逼塞、以横議時政也、寺田九之丞亦以副旨、処遠慮、（「金竜公記史料」、11編403頁）

以上の事実から、明倫堂の「討論の席」が、「有用之儀」を討論することによって、そのまま「時政」の「横議」の場になっていたと推測できるのではないか。だから逆に、「助教討論の席」を廃止する際に、「学業之浅深之程」を「吟味」する場であるという注意がなされたのであろう。

この「討論の席」をめぐる問題を、少し広く齊広の藩政に目を転じて、考えてみよう。これまでの藩政史研究において、齊広側近と年寄衆との対立が指摘されているが<sup>(8)</sup>、文化元年の木下松園の「横議時政」による罷免はその余波ではないかと思われるのである（ただし、文化11年には、齊広が木下松園の名誉を回復し、侍読に復している）。

齊広側近に批判が向けられていたことを窺わせる史料は、木下松園が罷免される直前の文化元年7月に、この月朔日に生徒主附に任じられた長井平吉・牧良助連名の意見書である。そこでは、「討論の席」にたいする批判が展開されている（後に内容を検討する）。ここで注目したいのは、それが、当時、明倫堂の「学校方御用」の職にあった、富永権蔵・大田数馬・小塚八右衛門の3名に向けて提出されているという点である。この三人は、日本教育史料編纂のために金沢藩が提出した『教育沿革史料』巻5の『学況一斑』<sup>(9)</sup>によれば、文化元年7月当時、学校方御用の職にあった。在職期間は以下のようである。

富永勲負必昌

寛政9年7月14日～文化元年9月17日

大田数馬盛一

享和2年12月22日～文化元年9月17日

小塚八右衛門政懿

享和2年10月19日～文化元年9月17日

注目すべきは、3人がともに、木下松園が「横議時政」を理由に明倫堂助教を罷免された、その当日に免職されていることである。とすれば、先に示した「頭分等」が「當時政事方之様子を及批判、色々申触し」というと非難していた「御家老方御密用之覚」の「頭分等」とは、この三人を含んでいたのではないか。というのは、『学況一斑』によれば、富永勲負必昌は「寺社奉行支配平士・先手物頭・徒頭」、大田数馬は「定番番頭」、小塚八右衛門政懿は「寺社奉行支配」であって、「頭分等」の身分にあたっているからである。

興味あることに、この3人のうちの1人、大田数馬盛一は、文政7年（1824）に藩主齊広側近の教諭方主付に任命されている。長山直治氏によれば、齊広から藩政にたいする「才力」をかわれて、文政7年に大田数馬とともに、教諭方主付に任命された山本又九郎・寺島蔵人・多羅尾左一郎の4人は、「同志」であった可能性があり、「単に農政・財政に関する実務に優れているばかりではなく、例え、藩主の意志によるものであろうと間違った藩政に対しても、批判しうる批判的精神の持ち主とみることができる」<sup>(10)</sup>という。

ここで想像を逞しゅうすれば、齊広の教諭方は、明倫堂の「討論の席」を発展的に解消すべく、政治を議論する別の正式な機関として設けられたのかもしれない。齊広側近の教諭方では、「御前議論」をする場が設定されていたからである。齊広自身は必ずしもそこに直接に参加したわけではないが、少なくとも齊広の御前で側近たちが「御前議論」をする場がもたれていたのである。そこでは、たとえば風俗をいかに教化するかが、議論の中心となつただろう。この想像の根拠となるのは、文政6年（1823）12月に教諭方主付が任命され、この教諭方メンバーが明倫堂の「学校方御用」と重なり合っている点である。

津田権五郎居方

文政4年正月26日～文政7年閏8月22日御馬廻頭坂井小左衛門師昌

文政6年3月21日～文政9年6月28日 御小姓頭長山氏によれば、教諭方主付13名のうち、文政6年12月に任命された6人と文政7年2月以降に任命された7人との間には、経歴にはっきり違いがあるという。このうち、津田と坂井は、教諭方設立当初の文政6年12月に任命されたメンバーであって、齊広の側近グループであった。そして、2人はともに教諭方御用任命時には「学校方御用」の職に就いていたのである。以上のことから、文政期の齊広の教諭方は明倫堂と深い関わりがあるということだけは確かである。

では、この「討論之席」を推進したと思われる木下松園は、いかなる考えの持ち主だったのだろうか。その参考になると思われるのは、先に触れた、松園が罷免される直前の文化元年7月に、明倫堂内の長井平吉・牧良助連名で、当時「学校方御用」の職にあった富永権蔵・大田数馬・小塚八右衛門の三名宛に提出した意見書<sup>(11)</sup>である。それによれば、「討論之席被建置、只今迄議論等御座候得共、一通り書籍により道理を弁論仕る迄にて、日用的実之義には行届不申様相見へ申候」（566頁）、「討論之儘にては只口上之論にて有益之義全無御座」（566頁）とあり、無用な口先だけの議論であると批判し、「討論之席」を「質疑会」に名を改めよとしている。そこには、木下松園を想定したであろう、次のような批判が展開されていた。

孔子没後すでに「処士横議」が起り「聖人之路」を塞いだために、孟子が「聖人の道」を明らかにし、また宋代になって、「經説等区々にて文理字句を而已討論」ばかりしているので、朱子が『四書集注』を著した。ところが、明代には俗儒が「朱文公を讐の如く見謗申もの多」くなり、それが「本朝えも推移り、純一篤実の学風も、享保已來の諸儒の為に破れ」てしまい、「近來折中學杯と門戸を立申者多く御座候」という。彼ら「折中學」派の人々は、「我意」にまかせて驕り高ぶり、「師長」を輕侮する。そして、さらに「彼折中學杯の徒、己を修るの工夫は打捨置、無知無術を以妄に経済を談」ずるという（567～568頁）。ここでは、「討論の席」が師弟関係を脅かすことを批判している。逆に言えば、「討論の席」ではそうした上下の秩序を超えた、「経済」の「討論」が行われていたことを示唆するのである。

この長井平吉・牧良助の意見書の仮想敵は、折衷学であった<sup>(12)</sup>。木下松園が、実際、折衷学者であったのかどうかは、史料がないために、留保しなくてはならない。ただし、折衷学と「経済」の「討論」との関連でいえば、上田作之丞が、文化6年（1809）から文化14年（1817）まで、明倫堂で学んでいたことは、注目すべきである。上田作之丞は明倫堂の教育に飽きたら

ず、私塾拠遊館を開き、藩士のみならず町人にまで広く教育し、後に述べるように、金沢藩の藩政改革の一派の理論的な中心となった人物である。その作之丞は、功利的な経世論者であるとともに、教育の場では会読の役割を重視していた<sup>(13)</sup>。

会読は道学義理切磋研窮の第一に而、識量上達の基礎に候。依而孝經・大学・中庸・論・孟・詩・書・左伝・易等の前にも申書目とも、是又其人々の材質資質に隨ひ、類を分、会日を定候間、其料に従ひ、兎角有用の學問なさるへく候。(『拠遊館学則』、天保3年)

会読が「有用の学問」とのかかわりで推奨されているのである。これは、ある意味、学問に「御国家之用」「有用」を求め、「会読」と「討論の席」を作った享和期の学制改革の精神を受けついだものではなかったかと思われる。そもそも、作之丞は「折衷」を標榜していた。頭は韓非子、尾は老子、足手は徂徠で、泣き声は朱子に似ていると、「鶴学」という批判にたいして、次のように毅然と反論する。

世か学業、生來人の為にせず、一向に志所あれは誹謗を辞せず。願ふ所は聖人再生し給ふとも、吾言をかへ給はぬ様に有たきとの志願なり。然とも学本つく所なくしては正道を得難し。故に独文公を導師と頼み縋てこれに従ふて聖門を窺ふなり。世上の浮説、予固より辭する事望ます。惟我門に遊ふ人をして材器成就して國家有用の士とならしめは、学風は眞の鶴たるもの聖人に言訳なしとせす。況や鶴の誇り偽さらは他日の博餐たらん。(『聖学俚譚』卷1)

作之丞は鶴学問を恥ずることなく、教育の目的が「材器成就して國家有用の士」を養育することにあるとすれば、学問はどのようなものでも、それが役にたてばよいという。こうした考え方から、足手は徂徠だと非難されているように、作之丞は徂徎の疵物論と人材論を彼なりに咀嚼している。

師も亦只管国家入用の材徳を成様に指揮すべし。其材を達すとは如何なる事そや。人各其性の近き品あれは、或は地理、或は天文、或は文学政事、又は言語礼法、其外弓馬劍鎗より諸雜技に到るまで何に依らす、一芸一材以上を成就する事なり。徳を成とは、或は宰官となりて時政を出し、或は司馬司空司徒となりて軍政刑政土地人民を指揮するの道に達し、または孝弟忠信礼義廉恥の行篤く、五常の心得深き人物となる、これを人材を成し徳行を就するとそ。譬は鳥やの諸鳥を畜ひ、種木屋の卉木を育るか如し。心得違の人は、人材を成とは聖人の仕立る事の様に思ふは、余り結構過たる見識にて聖学には絶てなき理りなり。(『聖学俚譚』卷1)

作之丞にとって教育の目的は、それぞれの「一芸一材」の長所を伸ばして、「国家入用の材徳」を養成することにある。ここには、後に述べるような、大島桃

年の目指す儒教テキストによる人格修養の教育との違いは明らかである。

### 3

前田齊広死後、第13代藩主前田齊泰のもとで、執政奥村栄実による天保期の明倫堂改革が断行されることになる。天保7年(1836)12月の藩主齊泰への重臣の上書には、天保10年(1839)の学制改革の方向性がうかがうことができる。それによれば、「風俗の革正」の「嚴令」にもかかわらず、効果が上がっていないと。そのため、「政治の局に当たる者」の名実が相反しないように、学制を改めて「人材の薰陶」に努め、これを「政務の諸職」に充てることが求められている。これは、齊広の教諭政治への批判であるとともに、天保の学制改革が藩士教育を目指したものであったことを示している。

奥村は天保9年(1838)に学校総奉行に任じられると、学制改革に着手した。翌年2月に、かつて齊広晩年には教諭方メンバーと重なり合っていた学校方御用を廃して、督学を置き、同年4月には「明倫堂御規則」が布達された。小松周吉氏によれば、この天保期学制改革の内容は、(1)就学の義務化、(2)会読の重視、(3)素読、(4)試業、(5)修学の目標、5点にまとめられるという<sup>(14)</sup>。この5点に関しては、これまでの明倫堂研究でも詳しく紹介されているので、ここでは会読という視点から見てみよう。当然、(2)の会読が中心となるが、ほかの内容も会読と深い関わりをもっている。その一つが(5)の修学の目標である。

修学の目標に関して、小松氏が取り上げている史料は「入学生学的」である。それは、冒頭に紹介した会読が「心術練磨の工夫」であると説いているものであるが、次のように説かれていた。

学問の道は修己治人の外無之候得は祿仕の人其道にうとく候得は私智の働きのみに相成、事理人情において是非利害のまよひ可有之候。たとへ有才たりとも、不学に候ては生質の知識かきりある事に候得は、中には非理の過失も可有之筋に候。(2冊192頁)  
「学問の道は修己治人」であることを宣言するこの一文は、別段、事新しいものでないかのように見える。しかし、どのような状況で発せられたかによって、その意味も変わってくるだろう。先に述べたように、天保期の学制改革の中心となった人物は奥村栄実であったが、そのブレーンとして実質的には推進したのは、当時、明倫堂の助教の任についていた大島桃年だったと思われる<sup>(15)</sup>。その桃年が天保8年(1837)に奥村栄実に提出した、天保期の学制改革のマスタープランともいべき『学政私考』には、次のように説かれていた<sup>(16)</sup>。

学問の本意と申候は道義を講し人倫を明に仕候て、其徳行を成就致し候事にて、所謂修己治人の道、此

外には無之候。古三代の学校にて胄子を教られ候。  
（『学政私考』、552頁）

ここでも、「学問の本意」が「修己治人の道」であると説かれているが、注目すべきは、「古三代の学校にて胄子を教られ候」とすることである。「胄子」とは、天子から卿大夫に至るまでの嫡子をいう。桃年は上層の藩士教育を主眼にすることを説いているのである。桃年によれば、「学校之設は生徒之教に止り候」（同上、552頁）とあるように、藩校は武士教育を目的にする。

会読が重視されたのも、この藩士教育を目的とするがゆえである。桃年によれば、講釈は四民の教化を目的とするもので、本来、藩校の「本務」（同上、552頁）としてふさわしくないものとされる。

講釈は御教導第一之義、且四民御教導杯と被仰出も有之候得共、学校之法制には無之事に候。学校に於て四民を教候と申義は別而古法に無之事に候。（同上、552頁）

江森一郎氏が、桃年が「藩校創立時の理想をはっきりと否定し、あくまで「諸士」にのみに対する教育の場に徹底せしめようとした」<sup>(17)</sup>と指摘しているように、この提言は大胆にも寛政年間の明倫堂創設の目的を否定するものであったといえるだろう。その否定の画期的な意味は、広く「四民」ではなく、「諸士」のみに教育を限定したというだけではなく、「四民御教導」という風俗教化の目的を否定した点にこそ、あると思われる。藩校は、「四民」に風俗教化の「講釈」を聞かせる場ではなく、どこまでも藩士教育の場であることを宣言するものであったのである。

これまで見てきたように、明倫堂創立以来、風俗教化と藩士教育の二つは曖昧なままにされていた。そのため、どちらに重点をおくかによって、学校の性格は大きく異なってくるだろう。享和期の学制改革では、前者の側面に重点が置かれた。そこでは、武士ばかりか、百姓や町人に及ぶまでの「四民」の風俗教化をいかになすべきかが「討論」されたのである。身分を超えた「討論」は斎広側近と年寄衆との対立を生み、木下松園の「横議」事件として顕在化した。これにたいして、桃年は教育機関としての役割を明確にする。このような路線は、中士層の政治的な「横議」を清算しようとした、年寄衆の代表者である奥村栄実の支持する方向ではなかったかと思われる。

この政治性への拒否は、天保期の学制改革の開始とともに行われた上田作之丞への批判とも連動していると思われる。天保期改革当時、作之丞の一派が藩内部で問題視されていたことは、天保8年（1837）12月9日に、「市儒上田作之丞の門下たる者の素行に就き探索せしむ」（14編856頁）とあることからうかがわれるのだが、『学政私考』には、この点、より具体的に説かれていた。

近世申唱候學問之道、經書を以聖人之大要を曉り政治有用之書を讀て事功之基となし早く當世之務に達するを主とす是を經濟之學、又有用之學といふと、是只事功の末を重として知行之本を遺し候。（『学政私考』、552頁）

ここで「經濟之學」「有用之學」を唱える仮想敵が、作之丞であったことは、天保8年11月に提出された上書<sup>(18)</sup>に示されている。少し長いが、これまで知られていなかった史料であるので、全文を次に挙げてみよう。

浪人儒者上田作之丞と申者、先年生徒ニ罷在候者ニ而、其以來御家中江立入教授仕候處、近來異存を相立學問とて書を讀義理を講し候は實用ニ無之、士の君ニ事江職を奉する者は、左様迂闊之事を学ひ候而者、何之益にも相成可申哉、士の學問は書を読み義理を講するに及はず候、差當り當用之務を講究仕候を肝要といたし候と申唱候由に候。難を惡み易を好み候は人情の常ニ候得は、追々信向の人も多く有之由に候。私義委曲之説は承り糺ハ不仕候得共伝聞にて承知仕候處、社中江入候者は一統誓詞を取立、会集之節は書物杯は持參無之、只々空手ニ而彼是講論仕候由、依而は當世御政事向等之儀も各意見を以論し候義杯も可有御座候哉と奉存候。且又右信向之面々何となくかさつの風義に相成、中ニは近來異様之形ニ而途中に徘徊いたし候者も見聞仕候。先以右等之異説相唱追々党類多く相成候はゝ、所謂處士横議邪説暴行と可申候。ケ様の邪説盛に相成學問之本意は如此ものに而學校の御教導は其身に取り候而無益之事与何れも被存込候様ニ相成候而是誠ニ以恐入候義奉存候。元來學問の道は申迄も無之御座候得共、格物致知誠意正心の學を己れに修め候義に而、他日家國之責を蒙り候節は兼て修め得候道を以其職務之上江措き候迄の事ニ御座候。格致誠正之學は則聖經賢伝を讀て其義理を講明し博く古今の書に涉り候而、其功用を驗ミ候義ニ御座候。學問の教方此義と違ひ候はゝ、仮令外刃ニは孔孟の道を学び程朱の教に従ひ候と申候共、全く異端邪説と可申候。異端邪説の正道を害し候事は古より聖賢の甚懼られ候義ニ而、孟子も楊墨の道は無君無父也楊墨の道不息孔子の道不著と被仰候。右様之邪説は聖を蔑し學を滅すと可申者に御座候得は、不肖之私當御役ニ罷在千万恐惶仕候而、何分默然罷在候義は難仕奉存候ニ付委曲御承糺候義ニ而者無御座候得とも御達申上候。此段被仰達可被下候以上

#### 酉十一月

この上書が書かれた「酉」は天保8年（1837）である。それは、この上書の宛名である四人（有賀寛兵衛・天野権左衛門・大村友右衛門・加藤団書）が、當時、学校方御用の任にあったことから知られる。その在職年月は、有賀（御馬廻頭）が天保7年11月13日～天保

10年2月、天野（定番番頭）が文政6年2月16日～天保10年2月22日、大村（御先手物頭）が天保8年11月～天保10年2月、加藤（寺社奉行支配・御先手物頭）が天保7年5月～天保10年2月である。この4人は、天保10年2月の学制改革に際して、学校方御用廃止とともに罷免されている（ただし、天野を除く、有賀・大村・加藤の三人は、天保10年に新設された督学に任じられた。2冊199頁）。

ここでは、上田作之丞の「社中」が、「会集之節」は書物を持参せず、「只々空手ニ而彼是講論」し、「当世御政事向等之儀も各意見を以論」じ、「異様之形」で徘徊していることが、「処士横議邪説暴行」だと非難されている。先に見たように、享和期の木下松園や頭方を罷免した「横議時政」の理由と全く同じ理由で、作之丞の「社中」が排斥されているのである。ここから推測されるのは、天保期の学制改革は、上田作之丞ばかりか、それ以前の齊広の路線を清算するものではなかったかということである。一言で言えば、明倫堂を風俗教化策のセンターとしてきたことを否定して、藩士教育機関とすることへの転換ではなかったか。しかも、藩士教育の目的も、上田作之丞が説いていたような「国家入用の材徳」ある能吏を養成するのではなく、もっと根底的な人格修養を目指すことにあるとしたのである。

ただし一言付け加えておけば、桃年はたんなる反政治的な見解の持ち主ではない。もともと「修己治人の道」を目指すものであったのだから、「治人」にかかる政治的な議論を排除することはできない。しかし、だからといって、木下松園の処罰、そして眼前にいる上田作之丞たちの政治的な処士横議にたいしては同調できない。ここに、桃年のジレンマがあつただろう。

桃年の立場は、経書のテキストを離れて、政治的な議論を開展することを否定するものであった。それは規範を欠いた、換言すれば、理念を欠いた政治的な議論を否定することでもあったと思われる。理念と現実との間で、何とか方向性を模索しようとする立場が桃年のものであった。桃年とても、政治から遊離した人格修養のみを求めたわけではない。明倫堂を卒業した後には、策問を提出させることを説いていたからである。これは「役義」を念頭にいれたものであることは看過できない。天保8年の『学政私考』には、次のような提案がなされていたのである。

生徒御免被仰出候後、三ヶ年毎に学校にて試業被仰付、諸経子史事務等の策問を出し、対書為致候望候人々は罷出可申候。左様御座候而、御役人御用にて諸頭中書出し有之候節、右試業之甲乙に従ひ御詮議有之、夫々其器に応し御役義被仰付候様に相成候はゝ、人々格別心懸方も宜、且御免被仰付候ても学業廢絶も仕間敷哉之事。（『学政私考』、556頁）

ともあれ、木下松園や上田作之丞らの政治的な討論に反対して、会読は「心術鍊磨の工夫」になるという桃年の主張が生れてきたと思われる。ここでは、会読は「修己治人」の修学の目標を実現するための教育手段として中核に位置づけられたのである。次節では、この会読の様子を具体的に見てみよう。

## 4

では、天保期の改革における会読とは、いかなるものであったのか。小松周吉氏によれば、この改革において「教授方法としての会読が著しく重視され、その回数が大幅に増加した。とりわけ、人持の場合は、一五才以上二九才まで役懸りのほかは、すべて毎月の会読に出席することを命ぜられている」<sup>(19)</sup> という。天保10年（1839）の「毎月稽古割」（巻4、168頁）によれば、3・4・8・9の日が句読師会読、4・9の日が諸組会読、6の日が人持子弟共会読、11日・21日が御大小将会読で、ほとんど毎日、さまざまな単位の会読が行なわれていた。人持組は上士、御大小将は平士、そして、諸組会読は下士以下のもので陪臣等も含まれている。上士・平士・下士の身分によって会読の席は分けられたのである。そして、こうした身分の差にもかかわらず、すべての明倫堂の生徒は天保10年から「入学生」と唱えるようになった。

「人持子弟共会読」「御大小将会読」「諸組会読」のように、身分ごとに設定された会読は、同一の身分内という限定をつけながらも、一定の平等性を担保しようとしたものだったといえるだろう。先に述べたように、享和期の会読・討論の席では、「身分的制限が廃止されていたよう」であるが、天保期の会読においては、上士・平士・下士の身分格差を前提にして、同一身分内で平等性を実現しようとしたものであったといえるだろう。ここでは、会読の列順は、年齢によるものと定められていて、会読内部での身分差は一応、否定されているのである。

また、各身分の会読は、それぞれ学習過程に応じたテキストが決められていた。具体的には、桃年の上書によれば、次のようにある（これがそのまま実行されていたかは、分からぬ）。

- 下等乙 『小学』『大学』  
甲 『論語』『孟子』
- 中等乙 『近思録』『大学』  
甲 『論語』『孟子』
- 上等乙 『中庸』『詩經』  
甲 『書經』『易經』

ただし下等乙の『小学』『大学』は、会読ではなく、講釈によって「大意」を会得させることとされた。そして、これらのテキストの解釈については朱子学の枠をはめ、「他の儒家え參り稽古致し候義無用の事」（『学政私考』、554頁）とされ、他学派の儒者のもとでの学

習を禁止した。さらに、嘉永3年(1850)の桃年の『入学生礼節条目』には、会読の方法も規則化されていた。

会読始り候罷拍子木打候はゝ、一統列を以助教溜罷越致一礼、夫より訓導溜え出致一礼候て、席々え附可申候。先両手に書物を棒け身体正く序列を以進可申候。席え相候上、又拍子木打候て教官等罷出申候。其上にて致脱刀、鬪筒を廻し【一人式本、或三本、人数之大小によるへし】、鬪当り候上、教官等え致一礼、書物を戴き相始可申候。弁解終り候処にて一礼には不及候。会読終り候て教官え致一礼、書物を戴き袱に包み帯刀致し、教官等退座之上、各席列を以身体よく溜え退可申候。(『入学礼節条目』、558頁) 桃年の「学校者礼義之所由、御教化之地に候」(同上、558頁)という礼の尊重も、こうした会読方法の定式化に貫かれていたといえよう。もちろん、こうした「会読」の定式化は形骸化の危険性をもっていたことは言うまでもない。

そればかりではない、就学の義務化を図って、会読を重点において天保期の改革のなかで、新たな問題が生まれていった。その一つは、明倫堂の教師よりも、就学の義務化にともない、身分的には上層の生徒が入学してきたことによる問題であった。その具体的な様子を、桃年は次のように述べている。

生徒之人々相互に咄合仕候にも私共同役事は陰にても、何殿はケ様被申、何先生御説者ケ様に々々と申候処、當時之入学生は幼年之面々迄も、溜に於て公然同役事を云放しに致し、何某はケ様申、何某はケ様之説とて高声に評論仕候体に御座候。尤入学生は人持等よりして歴々諸士之嫡子中に候得者、以前之生徒とは様子も違ひ可申候得共、既に被仰出を以師弟と被仰渡候上は聊別儀者無之筈に候。(『今般就被仰渡心之趣書記候条々』、嘉永元年11月、542頁)

もちろん、教官に敬語も使わない「諸士之子弟ヲ教諭仕候事故、身分卑ク候而者教行ハレ不申」(『今般就被仰渡心之趣書記候条々』、542頁)対処方法としては、教官の立場をあげることが一義的な方法であった。この点については、江森一郎氏が、藩校教官の地位の低さは新井白蛾の時点からの懸案であることを指摘しているが<sup>(20)</sup>、このほかの方策もあった。

教官の権威を高める解決策の一つが学問の神聖化ではなかったかと思われる。具体的に言えば、その儀礼である孔子祭祀である釈奠ではなかったか。先に見るように、大島桃年は天保期の改革にあたっての意見書『御仕法帳追加』(天保9年)のなかで、「御学政の根本大綱領」(546頁)として2か条をあげていた。その第一は「御教導方」を統括する「都講」と「学校頭中」とを分離して、教学の独立を図ること、第二は「聖祠御建立、元日御規式、二月丁日え御移し釈奠の義可被行候事」であった。孔子廟を作り、2月に釈奠を執行すること、これは学問を神聖化することによって、教

官の権威を高めることを目指すものではなかったかと思われる。換言すれば、藩の秩序とは異なる次元の学問世界を創出することによって(それは釈奠の儀礼によって視覚化されるもの)、教官の権威を高めることであったのではないか。それによって、「何某はケ様申、何某はケ様之説とて高声に評論」するなどというアナーキーを克服できると考えたのではなかったかと思われる。

この桃年の献策が受け入れられたのであろうか、天保10年2月朔日に、明倫堂で釈奠の礼が行なわれている(15編21頁)。また天保11年8月15日にも行なわれた(同右、186頁)。以下、天保12年8月15年、13年2月18日、14年2月14日に釈奠の記事がある。ただ『日本教育史資料』によれば、「天保年間ニ至リ二月仲丁ヲ以テ明ノ朱之瑜ノ書セシ先聖先師聖神位トアル位牌ヲ安シ、教授助教等祭儀ヲ行ヒシト云フ。然レドモ其典礼ノ状況ハ憑リテ以テ証スヘキモノナシ」(2冊206頁)とある。明治まで慣例化するほどのものではなかったのだろう。

## 5

ところで、最初に述べた人格修養の場としての会読という考えは、「入学生学的」のなかに、次のような会読における詳細な戒めとして示されていた。

会読之法は畢竟道理を論し明白の処に落着いたし候ために、互に虚心を以可致討論義に候処、中には彼我をさしはさみ、可致勝劣之心盛に相成、弁舌の末を争ひ審問慎思の工夫も無之、妄に己を是とし人を非とする心有之候事、見苦敷事に候、且又自分一得有之候とて、矜誇の色をあらはし候事。他人疎漏の誤りを妄に非笑致し候事。自分の非を飾り他説に雷同致し候事。歯莽に会得の顔をなし他説をうはへに聞なし候事。大抵に自分を是として疑ひを不発事。疑敷義ありとも自分にまかせてやすんする事。人の煩を憚り不致質問事。未熟なるを恥て言を不出事。此等之類一事も有之候ては上達の道は無之候間自分を省察いたし堅く慎み可申候事。(2冊194頁)

この「入学生学的」は、天保9年の桃年の意見書『御仕法帳追加』(551頁)のなかに同趣旨の条目があるので、桃年が深く関与していたと思われる。こうした細かい注意書きを貫くものは、会読が、「意必固我」を去る人格修養の場であるという考えであったといえよう。しかし、この会読観には大きな問題を内包していた。それは競争という問題である。もともと、会読には競争の要素を含んでいた。複数の者が同一のテキストの読みを競いあうなかで、一人ひとりの学力も向上したのである。この点、会読を藩校教育のなかに導入した福岡藩の亀井南冥は、「会講に勝負の式を設け、其の席を奪」いあうことを「教の術」として容認していた<sup>(21)</sup> (『蜚英館学規』)。たしかに、競争は勉学意欲

を掲げ立てるが、桃年の目指す、人格修養の場としての会読において、それはどのようにとらえられていたのだろうか。この点に関して、本節では、明倫堂の試験制度を検討しながら考えてみよう。

まず明倫堂の試験制度について、時系列に追ってみよう。明倫堂では、文政2年（1819）に、試験がはじまった。その時は、春秋の年二回の試験が行われた。試験内容は、四書五経のうち指定されたテキストのある章について、その章意・字訓・解義・余論を書かせる「弁書」をさせて、これに甲乙の評価をつけるものであった。これは、昌平校の学問吟味でも行われている方法であったが、スムーズに事が進んだわけではない。

開始の翌年、文政3年（1820）正月の意見書によれば、教官側が「上中下」の三等のうち、上等の生徒に限って、押領物を与えようとしたが、藩当局は「三ヶ年入精」の生徒にすべてに押領物を与えるとした。ここで3年とあるのは、寛政4年（1792）の定のなかに、「諸生を御養成候者三年にて学業上達不仕者は学校を出すへし」（2冊191頁）とあるように、学業不振の者は3年をまたなくとも放校にすべきだとあるので、一応、3年間、ともかくも習学した者は、たとえ成績の良し悪しは別に、報償を与えるべきであるとしたのであろう。しかし、教官側は、上中下の「差別」なく同様に報償をあたえるならば、「進みの為めにも相成申間敷哉」（2冊181頁）と、反対意見を述べている。

その結果がどうであったかは分からぬが、天保期の改革前、天保8年（1837）の大島桃年の『学政私考』では、下等甲乙、中等甲乙、上等甲乙のそれぞれの段階で履修してきた経書をテキストとして「弁書」せよと提案している。そして、その成績の良い者だけを「転席」をさせるようにして、悪い者はそのままその段階に差止にせよという。しかも、これはあくまで学習者個人の修学程度をはかる目的でなされるべきであるという。そのため、桃年は試験の答案を個々に添削して返却せよといふ。

是迄弁書匿名に致し候得共、以来名前為調、且高下之次第相立不申、謬誤之處は朱書を以改竄致し当人え相返し申度候。尤品題張出し不仕候。此義は伊川先生嘗て議せられ候て試験に高下を相立候は、人をして争はしめ学者を教ゆる之法にあらずと被申候議に従ひ申度候。（『学政私考』、555頁）

これは、程伊川が「学校は礼義相先んずるの地にして、月に之れを争はしむるは、殊に教養の道に非ず。請ふ、試を改めて課と為し、未だ至らざる所有らば、則ち学官召して、之れを教へ、更に高下を考定せざらんことを」（『小学』外篇・善行）と説いていたように、生徒間の高下を争わないためのものであるという。しかし、この桃年の提案は、明倫堂の「一統異存」があ

るということで、桃年一人の個人的な意見として藩当局に提出された（2冊182頁）。ところが、天保10年（1839）になって、この桃年の提案が受け入れられることになる。

生徒勤学中、春秋兩度充試業可被仰出候事。但一席切会読相済候授讀之書籍を以弁書致させ可申候。尤主附之助教にて相撰甲乙に依て転席可申段候事。（2冊182頁）

これによれば、春秋の2回の試業は、下等甲乙、中等甲乙、上等甲乙の会読の段階に応じて、テキストとなつた「授讀の書籍」によって「弁書」させることになったのである。しかし、これにたいしても、天保10年9月には、試験準備のため「数十日之間、專其業に力を用ひ、武事に力を難分之弊有之哉」（2冊182頁）という理由で、つまり武術の稽古が疎かになり、文武両道がなりたちえなくなるという反対論が起つてくる。寛政4年の文武兼備の教育方針が、ここにきて、対立をもたらしたのである。そのため結局、天保10年秋の試業は、この年春に受験できなかった者だけに限定すると提案され、受理された。

天保12年（1841）正月には、試験時期を秋1回にせずと、提案され受理された。回数は1回減らされたが、基本的には大島桃年の学習者の修学程度を試験するという考えが貫かれていたといえるだろう。というのは、天保12年には、生徒個々人の修学段階を無視した統一問題である「教授之惣品題」は廃止されることになったからである。その結果、学習者の「平生会読之躰」の平常点と「弁書」試験の結果の二つによって、教授・助教が相談して「転席」を決めるということになった。

ところが、3年後の弘化元年（1844）、一転して成績判定の煩雑さを理由にして、統一試験問題に変更される。天保14年（1843）12月13日、渡辺兵太夫の次のような意見にもとづいて、翌年、弘化元年に「惣試業」が行われた。

試業題之義、句讀師并入学生は授讀之篇章之内を以教授等相撰差出来候處、多人数之義、甚紛敷煩雜之次第に御座候間、向後、惣試業之振に仕一統同様之篇章を相調申事に申談題之義も教授等より取立申義は指止、私共切にて二三ヶ所を相撰指上、其内を以御渡之事に相成候て可然奉存候。尤惣試業題も同様私共より指上可申候。（2冊184頁）

煩雑というが、どの位の生徒がいたのだろうか。天保9年（1838）の時に約200人、上中下等の三段階ごとに66人、嘉永元年に約260人、上中等に130人、下等に130人とする（2冊202頁）。これだけの人数の処理をすることが煩雑かどうかは、意見が分かれるところだろうが、ともかくも、この渡辺兵太夫の意見が通つて、明倫堂では「惣試業」が定例化することになった。

嘉永元年（1848）の桃年の意見書は、この「惣試業」にたいする反対論である。そこには、日常の会読での成績と、予め問題が出題されている「惣試業」での成績との間の齟齬が指摘されている。

惣試業之儀は諸士一統書を読ませ候との御趣意と奉存候。然処是實に寸益なくして大害を生し候基と乍恐奉存候。夫を如何と申候に其以来惣試業に因て讀書之志に向者一人有之候義承り不申候。乍然初之年は何も儒家えたより下讀下書等之稽古致し候人々も有之候得共、次年よりは其様之事一切無之様に相成候。且便所書弁當書杯近來世上に惡言申触し候義、以之外に御座候。（『私議』、564頁）

桃年は、試験は、「元来、会読席にて受授致し候処、各会得有之候哉否を試候為め」（『私議』562頁）、平常の会読席での成果を確かめるものである、と年来の主張を展開している。しかし、この桃年の意見にもかかわらず、嘉永4年の「惣試業」では、「当年都て論語季氏篇より堯曰篇迄之内、当日惣御奉行より被仰渡之章節弁書之筈に候事」（2冊117頁）、嘉永6年（1853）でも、「当年都て孟子滕文公上下篇、当日惣御奉行より被仰渡之章節、弁書之筈に候事」（2冊185頁）とあるように、予告されている。しかも、集注本は持込可であった（ただし、四書大全は持込不可）。試験としてはより簡単なものへと流れているのである。

これまで見てきた明倫堂の試験をめぐる対立のなかで、大島桃年は、一貫して会読のなかで競争の要素ができるだけ排除しようとした。それは、会読が「心術鍊磨の工夫」であるという立場から生れたといってよいだろう。彼は会読の場で、どこまでも自己の修養を目指そうとしたのである。しかし一方で、藩当局も身分制度・世襲制度を脅かしかねない、競争にもとづく試験制度を、すんなりと実行しようとはしなかった。この点はすでに文政2年の最初の試験において、上中下の成績に応じて、報償を与えようとする教官側にたいして、出精の者すべてを報償しようとする藩当局の意向にうかがわれるだろう。ただ、思惑は異なっているものの、桃年と藩当局はともに競争を忌避する点で同一であったということも看過すべきではない。桃年の立場からすれば、会読はもともと競争の要素をもっているのだから、それを否定するということは自己矛盾であるし、また藩当局の側からいえば、競争・実力主義が世襲制度を壊すものであつただけに、それを否定しながら、だからといって、学問を無視できない矛盾を抱えていたのである。

また、藩当局と大島桃年の問題ばかりではなく、興味深いことに、試験制度に関する明倫堂内のもう一つの対立である。一人は大島桃年、もう一人は渡辺兵太夫<sup>(22)</sup>である。ともに天保期の明倫堂改革の中心にいた人物であった。しかも、大島桃年と渡辺兵太夫は古賀精里門下であったのである。そのために、二人はとも

に昌平黌のなかで会読を経験してきたはずである。おそらくは、会読の人格形成にかかる有益性については共通の認識をもっていたろう。この点で、上田作之丞のような政治主義にたいしては、共同戦線をはることはできただろう。ところが、試験制度については、教官側の立場からその効率性を求めるか、どこまでも学習者の立場に立ち、学習者の修学段階に応じたきめの細かい対応をするのかという対立を生んだのである。

そして、この対立の背景には、金沢藩の天保改革を進めた奥村栄実がいたと思われる。そもそも天保10年の学制改革も、奥村栄実が天保9年（1838）に学校総奉行に任命られてから着手された。渡辺兵太夫と大島桃年はその期待をになって、改革を進めていた。事実、兵太夫は、天保10年に学校頭が廃止され、新設された督学の地位に最初についている。しかし、これまで見てきたように、栄実は大島桃年の意見を積極的に採用したように思われる。とすれば、奥村栄実死後に、渡辺兵太夫の反動があったとしても不思議ではないかもしれない。さらに弘化元年「惣試業」の背景にはもうひとつ、藩政の実権が、かつて天保期の学制改革当初に排除した上田作之丞の影響を受けたものに握られたということもあるかもしれない。というのは、「天保14年（奥村）栄実の死去後、上田学説に傾倒していた年寄長連弘が政権の座につき、黒羽織党の精銳を抜てきしてそれぞれの要職につけた。その新政は、嘉永元年（1848）ごろから実施される」<sup>(23)</sup> からである。享和期と同様に、ここでも、藩政の勢力争いに、明倫堂の学制改革は無縁ではなかったのである。

## 6

金沢藩の学制改革の変遷を「会読」に着目してたどってきた。ここで明らかになったことは、藩校の位置づけのプレというべきことである。「四民」風俗教化の機関なのか、それとも藩士の教育機関なのかという藩校の存在理由についての曖昧さといってよいだろう。金沢藩の場合、創立当初は前者の「四民」風俗教化の機関として位置づけられていた。そのために、いかに四民を教化するかという政治が関与してくる可能性をもっていたのである。この政治志向にたいする反動が天保期の学制改革であったといえよう。その理論的に主導的な役割を果たした大島桃年は上田作之丞の学問を異端として退け、藩校を藩士教育の機関として再編成しようとしたのである。

この転換のなかで、一つのテキストを共同で読書する会読の意味づけも変わってきた。享和の学制改革で設けられた「討論の席」は国家「有用」を志向する政治性の強いものであったが、天保期の会読は定型化され、「心術鍊磨の工夫」として人格修養の場として位置づけられるようになったのである。しかし、世襲制

を基本原則とする身分秩序のなかでは、平等と競争の二つを基本原則とする会読は、いくつかの問題を引き起こした。そのために、桃年はさまざまな方策を模索していた。その一つが、会読の場を身分ごとに分けて、同一身分内の平等性を確保しようとしたこと、もう一つは試験制度を実行しつつも、どこまでも学習者の修学意欲を引き出すために行おうとし、競争を極力、排そうとしたことであった。しかし、前者については、「人持子弟共会読」「御大小将会読」「諸組会読」など、ほとんど毎日、さまざまな単位の会読が行なわれるよう、会読の複雑さを生み、後者については試験の採点の煩雑さをもたらしたといえるだろう。

本稿では、会読に着目することによって、明倫堂の学制改革の試行錯誤を内在的に明らかにすることができたと思われる。筆者の今後の課題は、このように会読を焦点としながら、近世藩校の教育の実態を明らかにしてゆくことである。

### 注

- (1) 『日本教育史資料』第2冊（文部省、明治23年）。以下、本文中に略記した。
- (2) 描稿「近世日本の公共空間の成立—「会読」の場に着目して—」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』55輯、2006年3月）、「討論によるコミュニケーションの可能性—近世社会の「会読」の場に通じて—」（東北大学日本思想史研究会『年報日本思想史』7号、2008年3月）参照。
- (3) 『日本教育史資料』に豊富な資料があるので、藩校研究のなかでは、明倫堂研究は比較的に進んでいる。小松周吉「加賀藩明倫堂の学制改革」（『金沢大学教育学部紀要』20・21号、1971年・72年、若林喜三郎『加賀藩社会経済史』収録、名著出版、1980年）。山下武「加賀藩の教育に関する一考察—前田斉広の治政と庶民の教育—統一」（『早稲田大学教育学部学術研究、教育・社会教育・教育心理・体育編』39号、1990年）、同右「第3期における加賀藩文武学校の一考察」（同右、34号、1985年）、同右「加賀藩文武学校に関する一考察—草創第一期を中心として」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』30号、1984年）、同右「加賀藩の学校教育に関する考察—文武学校の第2期を中心として」（『早稲田大学教育学部学術研究、教育・社会教育・教育心理・体育編』33号、1984年）、同右「加賀藩の教育に関する一考察—前田治脩の治政と庶民の教育」（同右、31号、1982年）、同右「加賀藩の教育理念に関する一考察—十代藩主前田重教の事例を中心として」（同右、30号、1981年）、同右「加賀藩文武学校の設立について」（同右、29号、1980年）、江森一郎『「勉強」時代の幕あけ』（平凡社選書131、1990年）。吉岡栄「加賀藩 明倫堂の研究」（『学校教育研究所年報』37号、1993年）。ただし、教育方法である会読を焦点とした研究はない。さらに、当然のことながら、教育史からの研究であって、それゆえの限界もある。その一つは、試験制度や学習方法の制度に関心が向けられ、それを担った人、具体的には明倫堂の教官たちの思想についての関心が薄いという点である。
- (4) 第2期には文政期の学制改革がある。これは、文政5年に藩主が斉広の嫡子齊泰に交代したことと関連があるだろう。ただし、新藩主齊泰は幼く、斉広が政治の実権を握っていたので、本稿では享和と文政の学制改革を一まとめにして、第二期とする。後に述べるように、文政期の学制改革として重要な政策は、試験制度の導入である。なお、本稿では天保期の改革までしか取り扱えなかった。幕末の明倫堂の教育については、倉沢剛『幕末教育史の研究三』（吉川弘文館、1986年）第6章参照。幕末期には、「国学会読」も許可された（倉沢348頁）。
- (5) 『加賀藩史料』（侯爵前田家編輯部編、1943年）第10編。『加賀藩史料』については、以下、本文中に頁数を略記した。
- (6) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (7) 『石川県教育史』1巻（石川県教育史編さん委員会、1974年）31頁。
- (8) 蔵並省自『加賀藩政改革史の研究』（世界書院、1969年）参照。蔵並氏は、斉広晩年において、従来の重臣である年寄執政と組頭寺島藏人を筆頭とする中士層の二つの潮流が生まれ、後者は教諭局を拠点としたことを指摘している。
- (9) 金沢市立玉川図書館近世史料館、加越能文庫所蔵。
- (10) 長山直治「加賀藩主前田斉広における「教諭」と教諭方にについて」（『北陸史学』37号、1988年）参照。
- (11) 『日本教育史資料』第5冊（文部省、明治24年）「加賀藩士学事意見書」所収。頁数は略記した。
- (12) ここで想起されるのは、折衷学の村瀬榜亭が創設に関与した秋田藩藩校明道館でも、有能な人材教育に藩校教育の目的がおかれ、「議論会」が開かれていたことである。はたして、明倫堂の「討論之席」と関係があるのだろうか。
- (13) 上田作之丞の会読については、八木清治「天保期の加賀藩における「実学」と経世済民—儒者上田作之丞をめぐって—」（『実学史研究』V、思文閣出版、1988年）参照。『拠遊館学則』と『聖学俚譚』は金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (14) 小松周吉前掲論文。
- (15) 桃年は、笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』巻上（吉川弘文館、1969年、493~494頁）によると、「大島藍涯（1794~1853）昌平学派、名桃年、字景美、号清太、号藍涯・柴垣・催詩樓。藩儒・明倫堂助教、昌平校修学。藍涯は贊川の子。家学を受け、のち昌平校に入って研鑽を重ねた。仙台藩儒大槻磐溪と深く交際した。文政5年、帰藩して明倫堂助教となって諸生を教導した。13代藩主齊泰の命を受け西坂成庵等と共に『四書匯參』47巻・『監本四書』19巻・『欽定四經』100巻の校刻に当たり、最も力を尽くした。嘉永6年没、60歳。子善太郎【拓軒】家職をつぐ」とある。昌平齋では、古賀精里・洞庵父子、安積良斎の教えを受けた。大島桃年の詩文集『柴垣文草』（加越能文庫所蔵）のなかには、古賀精里・古賀洞庵・安積良斎の添削を受けた文章が収められている。
- (16) 大島桃年の意見書は『日本教育史資料』第5冊の「加賀藩士学事意見書」に収録されている。桃年の学制論はこれによって知ることができるのだが、意見書の提出年月が記されていないばかりか、どこまでが一まとまりの意見書かも判別しがたいため、取り扱いが難しかった。金沢市立玉川図書館の近世史料館所蔵の大島桃年関係の史料を調査して、「加賀藩士学事意見書」が、提出年代を異にする6つの意見書をつなげたものであることが確認できた。参考までに『日本教育史資料』の頁数と行数を掲げておく。
  - I. 542頁6行~544頁8行  
『今般就彼被仰渡心之趣書記候条々』（嘉永元年11月、『就学政修補稽古定等』所収、加越能文庫所蔵）
  - II. 544頁9行~551頁23行  
『御仕法帳追加』（天保9年11月、大島文庫所蔵）  
表紙に「戊十一月十二日、内膳殿へ御別席を以御達申候」

- とある。
- III, 551頁24行～558頁5行  
『学政私考』(天保8年11月, 大島文庫所蔵)  
表紙に「御帳冊成十一月十二日, 内膳殿へ御別席を以御達申候」とある。
- IV, 558頁6行～559頁20行  
『入学生礼節条目』(嘉永3年3月, 『就学政修補稽古定等』所収, 加越能文庫所蔵)
- V, 559頁21行～561頁14行  
『句読師等稽古仕法書』(天保15年9月, 『就学政修補稽古定等』所収, 加越能文庫所蔵)
- VI, 561頁15行～565頁10行  
『私議』(嘉永元年11月, 『就学政修補稽古定等』所収, 加越能文庫所蔵)
- (17) 江森一郎『「勉強」時代の幕あけ』(平凡社選書, 1990年) 255頁。
- (18) 『大島柴垣上書等』(金沢市立玉川図書館近世史料館, 稲堂文庫所蔵) 所収。天保8年頃の作之丞門下の行状は, 『加賀藩史料』第14編856～857頁に記されている。
- (19) 小松前掲論文。
- (20) 江森前掲書227頁参照。
- (21) 前掲拙稿「近世日本の公共空間の成立—「会読」の場に着目して—」参照。
- (22) 渡辺兵太夫は, 『国書人名辞典』によれば, 「安永7年(1778)生, 嘉永4年(1851)9月4日没。74歳。名, 初め順, のち栗。字, 祐夫。通称, 吉次郎・吉郎・兵太夫。号, 文堂。隠居して三休と称す。加賀金沢藩足軽小頭渡辺兵太夫信の男。金沢藩儒。初め林屋山に学び, 寛政4年(1792)学校読師, 同5年, 定番御歩となり禄30俵を受ける。同9年, 江戸に出て昌平黌に学び, 享和元年(1801)帰郷。文政元年(1818)新番組に列し, 同7年, 100石を受け藩儒となる。天保9年(1838)頭並, 役料100石, 都講となり加増50石。藩校明倫堂・経武館督學となり, 藩主侍読を兼ねる。弘化3年(1846)退隠」とある。古賀桐庵は兵太夫を友人として遇していた(『桐庵初集』巻2, 「送林子尹序」)。
- (23) 前掲『石川県教育史』45頁。

(2008年8月28日受理)